

# これまでの日米防衛協力に関する取組について

平成21年11月

防衛政策局 日米防衛協力課

## 1 日米安全保障体制

- ・日米安保体制の位置づけ
- ・「日米防衛協力のための指針」の概要
- ・日米安保協力における主な出来事

## 2 防衛政策見直しに関する日米協議

- ・日米協議の背景
- ・日米協議の経緯
- ・二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例
- ・米軍再編への主な取組
- ・沖縄における再編

## 3 在日米軍駐留経費負担

- ・在日米軍駐留経費負担の原則
- ・在日米軍駐留経費負担の経緯
- ・在日米軍駐留経費負担の具体的内容
- ・在日米軍駐留経費負担の推移
- ・現特別協定の概要

# 1 日米安全保障体制

# 日米安保体制の位置づけ

## 日米安保体制の意義・役割

1. 我が国の安全確保
2. アジア太平洋地域の平和と安定の確保
3. 国際的な安全保障環境の改善

## わが国の防衛・安全保障政策における日米安保体制の位置付け

### 国防の基本方針 (昭和32年閣議決定)

- 安全保障基盤の確立
- 適切な防衛力整備
- **日米安全保障体制を基調**
- 国連等を含む外交努力

### 防衛政策の基本 (昭和62年閣議決定等)

- 専守防衛
- 軍事大国とならない
- **日米安保体制の堅持**
- 文民統制の確保
- 非核三原則
- 節度ある防衛力整備

### 防衛計画の大綱 (平成16年閣議決定)

- わが国自身の努力
- **同盟国との協力**  
→日米安保体制の強化
- 国際社会との協力

## 日米安保条約（1960年1月19日署名、6月23日発効）の主要規定

### 第5条 武力攻撃に対する措置

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。  
前記の武力攻撃及びその結果として執ったすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執ったときは、終止しなければならない。

### 第6条 施設、区域の提供

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。  
前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

# 「日米防衛協力のための指針」(※)の概要

※ 現行の指針は、96年4月の「日米安全保障共同宣言」を踏まえ、78年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを進め、これに代わるものとして97年9月23日に公表。

## 指針の目的

- より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築
- 日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び方向性を提示

## 平素から行う協力

- 日米両国政府が各々所要の防衛態勢を維持
- 情報交換及び政策協議
- 安全保障面での種々の協力
  - ・ 安全保障対話・防衛交流
  - ・ 国際的な軍備管理・軍縮
  - ・ 国連平和維持活動及び 人道的な国際救援活動
  - ・ 緊急援助活動
- 日米共同の取組み
  - ・ 共同作戦計画についての検討等に関する共同作業の実施
  - ・ 共同演習・訓練の強化
  - ・ 緊急事態における調整メカニズムの構築

## 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

- 前指針に引き続き、日米防衛協力の中核的要素
- 日本に対する武力攻撃に際しては、自衛隊が主体となって防勢作戦を実施
  - 米軍は、これを支援するとともに、自衛隊の能力を補完(打撃力の使用を伴う作戦を含む。)
- 航空侵攻対処、海域防衛及び海上交通保護、着上陸侵攻対処のための作戦を共同で実施するとともに、
  - ・ ゲリラ・コマンドウ攻撃
  - ・ 弾道ミサイル攻撃等その他の脅威にも密接に協力

## 周辺事態における協力

- 日米は、事態の拡大の抑制のためのものを含め、適切な措置をとるとともに、相互支援を行う
- 日米両国が各々主体的に行う活動における協力
  - ・ 救援活動及び避難民への対応
  - ・ 捜索・救難
  - ・ 非戦闘員退避活動
  - ・ 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動
- 米軍の活動に対する日本の支援
  - ・ 施設の使用
  - ・ 後方地域支援(補給、輸送、整備、衛生、警備、通信、その他)
- 運用面における日米協力
  - ・ 警戒監視
  - ・ 機雷除去
  - ・ 海・空域調整

## 指針の適時かつ適切な見直し

関連諸情勢に変化が生じ、状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す

# 日米安保協力における主な出来事

1951(昭和26)年9月	旧日米安保条約の時代	旧日米安保条約署名
1957(昭和32)年6月		岸総理(当時)、安保改定を米国に提起
1960(昭和35)年1月	安保改定と 新日米安保条約	日米安保条約署名
1975(昭和50)年8月		三木総理(当時)、フォード米大統領(当時)会談
1976(昭和51)年7月	旧ガイドラインの策定と 拡大する日米防衛協力	日米防衛協力小委員会設置合意
1978(昭和53)年11月		旧ガイドライン策定
1991(平成3)年12月		旧ソ連の崩壊、冷戦の終結
1993(平成5)年3月	冷戦の崩壊と 新ガイドラインの策定	北朝鮮、NPT脱退を宣言
1996(平成8)年4月		橋本総理(当時)とクリントン米大統領(当時) 「日米安保共同宣言」を発表
同年 12月		SACO最終報告とりまとめ
1997(平成9)年9月		新ガイドライン策定
2001(平成13)年9月	米国同時多発テロ以降の日 米関係	米国同時多発テロ
2003(平成15)年5月		小泉総理(当時)とブッシュ米大統領(当時)、日米首脳会談 「世界の中の日米同盟」を強化
2006(平成18)年5月		再編の実施のための日米ロードマップ策定
同年 6月		小泉総理(当時)とブッシュ米大統領(当時)、日米首脳会談 「新世紀の日米同盟」を発表
2009(平成21)年9月		鳩山総理とオバマ米大統領、日米首脳会談 日米同盟の一層の強化で一致

## 2 防衛政策見直しに関する日米協議

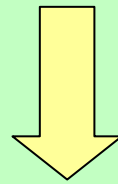
# 日米協議の背景

- 安全保障環境の変化（国際テロ、大量破壊兵器拡散など新たな脅威）

特に、2001年の9・11テロにより、対応のための体制整備が加速

日本

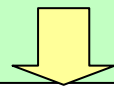
防衛力のあり方検討



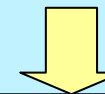
周辺事態安全確保法等  
有事法制整備  
国際平和協力活動

防衛計画の大綱(2004年12月)

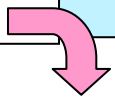
- わが国の安全保障の目標
  - ① わが国への脅威の防止と排除
  - ② 国際的な安全保障環境の改善
- 達成の手段
  - 我が国自身の努力
  - 同盟国との協力
  - 国際社会との協力
- 米国と戦略目標、日米の役割分担、軍事態勢等安全保障全般についての戦略的な対話に取り組む



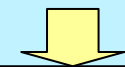
米国



国家安全保障戦略  
(2002年9月)



- 軍の変革
- 世界的軍事態勢見直し



同盟国との協議を強化  
(2003年11月ブッシュ大統領演説)



今後10年で約6~7万人の帰還

欧州における取り組み(ドイツ、英国等)	アジア太平洋における取り組み(韓国、豪州等)
---------------------	------------------------



日米間での在日米軍の兵力構成見直しを含む防衛・安全保障に関する戦略についての日米協議の実施



## 日米協議の経緯

安全保障環境の変化に対応するため、防衛・安全保障に関する戦略について協議を実施

共通戦略目標(第1段階)の確認:05年2月19日「2+2」<sup>(注)</sup>共同発表

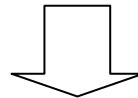
地域:日本の安全/地域の平和と安定、北朝鮮関連問題の平和的解決、中露の建設的役割等  
世界:国際平和協力活動における協力、大量破壊兵器の不拡散推進、テロの防止・根絶等

役割・任務・能力(第2段階)の検討のとりまとめ:05年10月29日「2+2」文書

- 第1段階で確認された共通戦略目標を達成するため、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力について検討。→「日米同盟:未来のための変革と再編」
- 兵力態勢の再編の指針として、「自らの防衛について主導的な役割を果たすこと」等を設定

在日米軍の兵力態勢の再編(第3段階)のとりまとめ:06年5月1日「2+2」共同発表

- 第2段階における検討を踏まえ、これらを具体化するために必要な在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討。
- 「抑止力の維持」と「地元の負担の軽減」を基本的な考え方として検討。
- 具体的な施策を「再編の実施のための日米ロードマップ」とりまとめ。



- 「ロードマップ」に示された再編案は統一的なパッケージとなっており、これらを着実に進めていくとの方針は、これまで日米両国間で累次にわたり確認。
- 「ロードマップ」策定以降、再編案の実現に向け、日米間で緊密な連携を維持。再編のプロセスは、計画段階から実施段階へと移行しつつある

(注)「2+2」:日米安全保障協議委員会(Security Consultative Committee. 外務大臣・防衛大臣+米国务長官・米国防長官)

## 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例 (2005年10月29日「日米同盟: 未来のための変革と再編」)

日米間の協力の更なる向上のための鍵となる分野として、以下の15分野を列挙。  
(ただし協力分野はこれに限定されない。)

- 防空
- 弾道ミサイル防衛
- 拡散阻止活動(PSI 等)
- テロ対策
- 海上の交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動等
- 捜索・救難活動
- 情報・監視・偵察活動(ISR)(無人機(UAV)や哨戒機によるものを含む)
- 人道救援活動
- 復興支援活動
- 平和維持活動及び他国の平和維持の取組に対する能力構築
- 重要インフラ(在日米軍施設・区域等)の警護
- 大量破壊兵器による攻撃への対応(大量破壊兵器の廃棄及び除染を含む)
- 相互の後方支援活動(補給〈洋上補給・空中給油を含む〉、整備、輸送〈航空輸送、高速輸送艦(HSV)によるものを含む海上輸送〉等)
- 非戦闘員退避活動(NEO)のための輸送、施設の使用、医療支援等
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

# 米軍再編への主な取組

## 【再編交付金等】

→再編により負担が増える市町村への配慮等

## 【嘉手納以南の土地の返還】

- 人口集中地域の土地の返還
- ・キャンプ桑江（レスター）
- ・普天間飛行場
- ・牧港補給地区（キンザー）
- ・那覇港湾施設
- ・陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- ・キャンプ瑞慶覧（フォスター）の一部返還

## 【普天間飛行場代替施設の建設】

→抑止力を維持しつつ、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還を実現

： 地元の負担軽減等に資する事業

： 抑止力の維持等に資する事業

： 抑止力維持及び地元負担軽減に資する事業

## 【施設の共同使用】

（キャンプ・ハンセンの陸自による共同使用等）  
→緊密な連携及び相互運用性の向上

## 【ミサイル防衛】

（Xバンドレーダーの配備等）  
→日米それぞれの能力向上について緊密に連携

## 【航空総隊司令部等の横田移転】

→防空及びミサイル防衛の日米の司令部間の連携強化

## 【在日米陸軍司令部の改編】

→司令部能力の改善

## 【中央即応集団司令部の移転】

→日米の司令部間の連携強化

## 【在沖海兵隊のグアム移転】

→沖縄における海兵隊員約8,000名及びその家族約9,000名のグアムへの移転

## 【訓練移転】

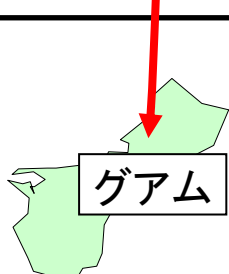
（嘉手納等の訓練を千歳等の自衛隊飛行場へ分散）  
→相互運用性の向上と訓練活動による地元負担の軽減

## 【空母艦載機の移駐等】

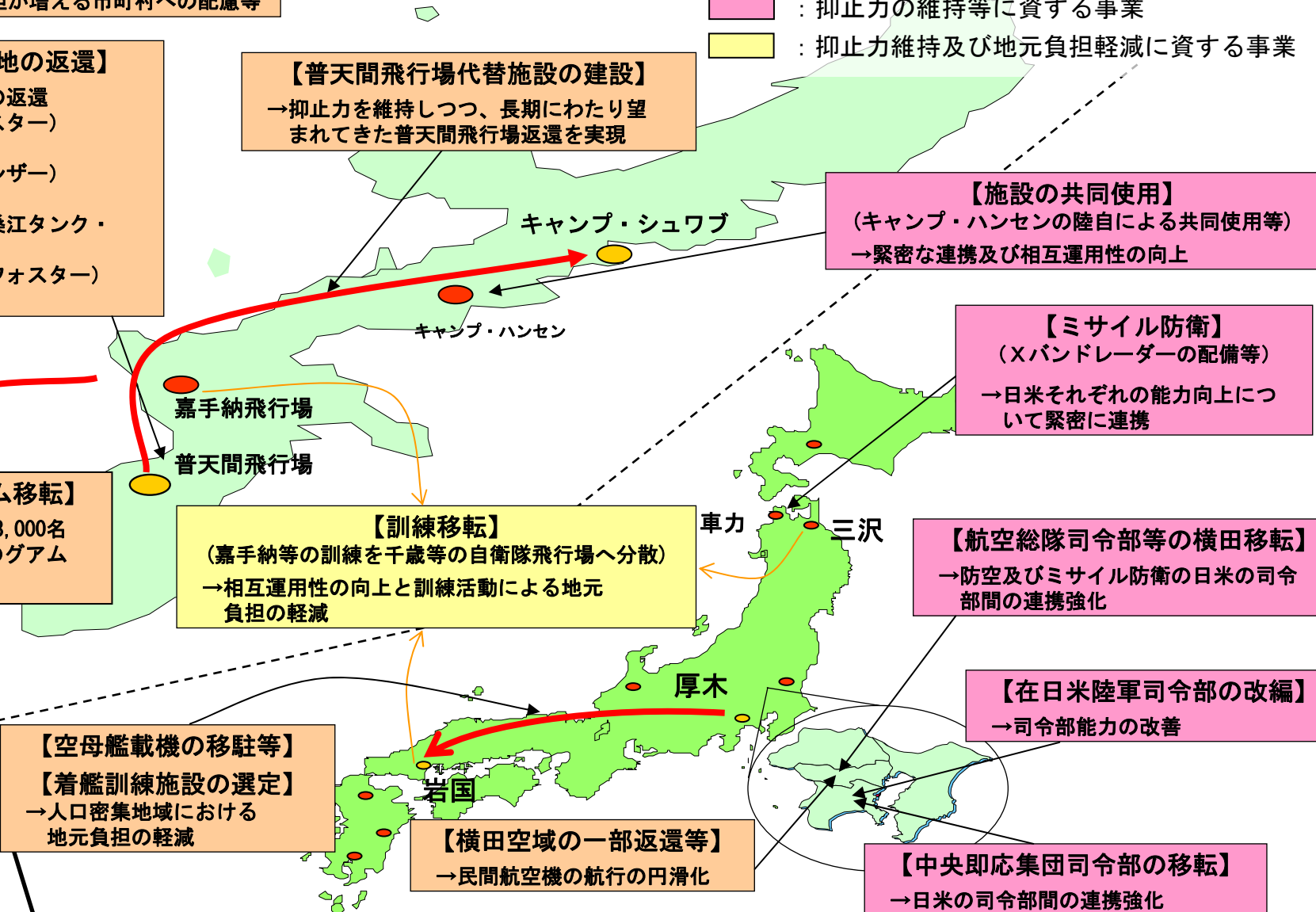
【着艦訓練施設の選定】  
→人口密集地域における地元負担の軽減

## 【横田空域の一部返還等】

→民間航空機の航行の円滑化



グアム



# 沖縄における再編

## 普天間飛行場（約481ha）→返還

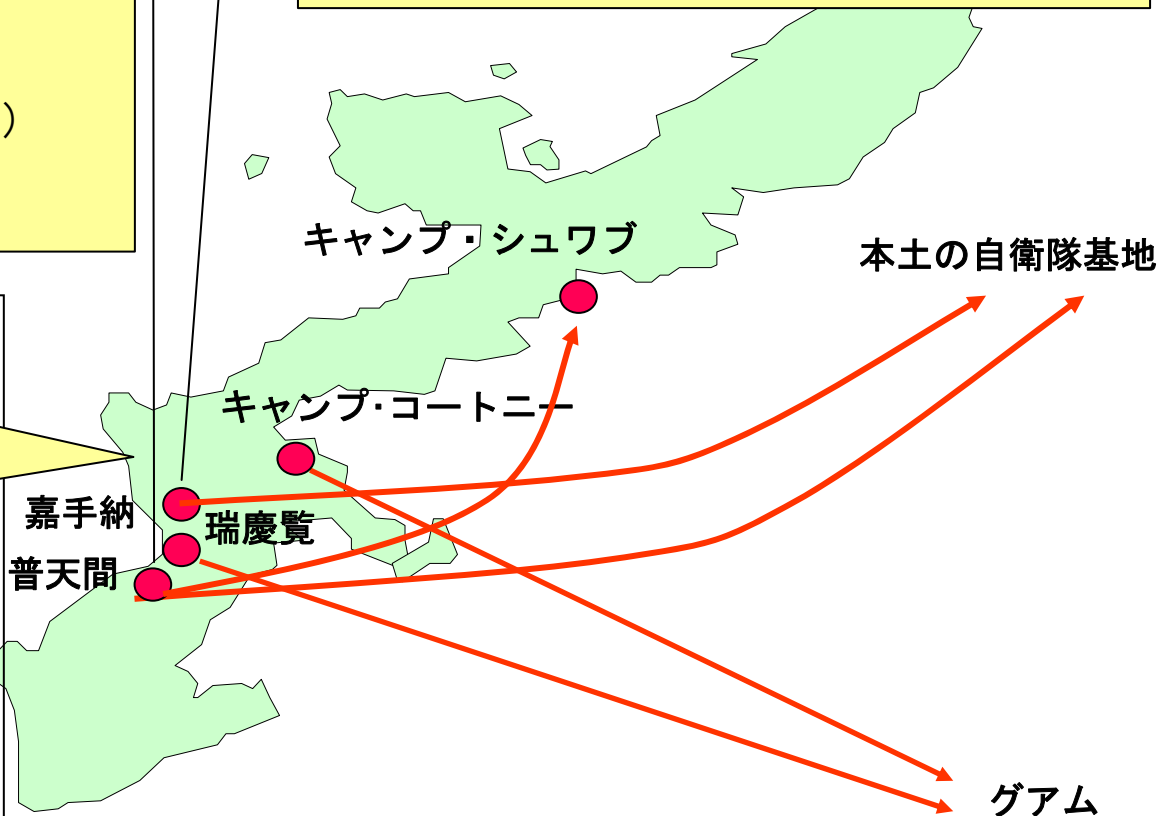
- (1)ヘリ基地機能  
→大浦湾からキャンプシュワブ南沿岸部の地域に代替施設を建設
- (2)空中給油機の基地機能  
→岩国飛行場に移駐  
(ローテーションで鹿屋基地やグアムに展開)
- (3)緊急時の基地機能  
→築城・新田原飛行場等

米軍機(嘉手納)の訓練の分散  
千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原の各自衛隊施設へ

## 海兵隊関連

第3海兵機動展開部隊司令部等  
→グアムへの移転  
→要員約8,000名（及びその家族）の削減

兵力削減に伴う米軍施設の県内における整理・統合・縮小（嘉手納飛行場以南の人口集中地域の米軍施設・区域（6施設・区域、含普天間飛行場）の相当規模の返還）



### 3 在日米軍駐留經費負擔

# 在日米軍駐留経費負担の具体的内容

## 【提供施設整備費】（1979年度から）

- ・ 隊舎、家族住宅、消音装置、污水处理施設、管理棟等  
（個々の施設ごとに我が国の自主的判断により措置）
- ・ 地位協定第24条第2項に基づく提供施設の整備に係る案件採択基準  
⇒ 一層効率的な実施（娯楽性・収益性が高い施設は、新規採択を控え、整備を効率化）

## 【労務費】

- （地位協定の範囲内）
  - ・ 福利費等（1978年度から）
  - ・ 格差給等（1979年度から）※ 2008年度から廃止。但し激変緩和として経過措置を講じている
- （特別協定）
  - ・ 調整手当等8手当（1987年度から）
  - ・ 基本給等43項目（1991年度から）  
（1995年度から上限労働者数の範囲内で全額を負担）

## 【光熱水料等】（1991年度から）

- ・ 特別協定に基づき、公用のため調達する電気、ガス、水道、下水道及び暖房用等の燃料の料金又は代金を負担（1995年度から上限調達量の範囲内で全額を負担）

## 【訓練移転費】（1996年度から）

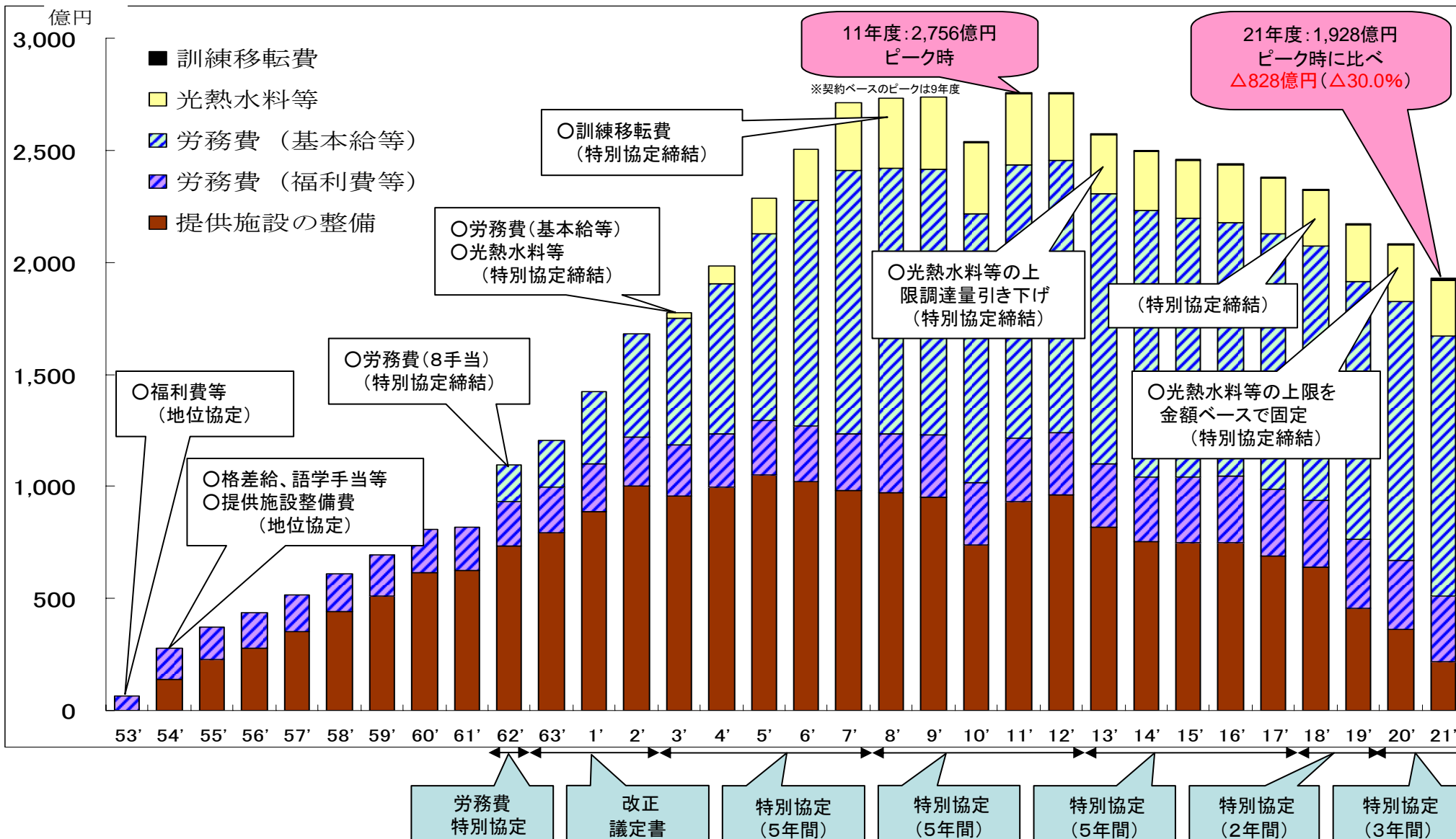
- ・ 特別協定に基づき、日本側の要請に基づく在日米軍の訓練の移転に伴う追加的経費を負担

# 在日米軍駐留経費負担の推移

(歳出ベース)

22年度概算要求額

1,919億円





# 現特別協定の概要

## ● 特別協定の経緯

1980年代の急激な円高と巨額の米国財政赤字を背景に、地位協定の経費負担原則の特例的な暫定措置として1987年度から駐留軍等労働者の諸手当の負担を開始し、1991年度からは基本給及び光熱水料等、1996年度からは訓練移転費についても日本側が負担

## ● 現特別協定のポイント

1. 対象期間： 3年間（2008. 4. 1～2011. 3. 31）

2. 経費負担： 我が国が以下の項目に係る経費の全部又は一部を負担

(1) 労務費 前特別協定の枠組みを維持し、前特別協定と同じ上限労働者数（23,055人）とする。

(2) 光熱水料等 平成20年度は平成19年度予算額と同額の約253億円に相当する燃料等を、平成21年度及び平成22年度については平成19年度予算額の水準から1.5%減額した約249億円に相当する燃料等を負担する。

注. 単純延長の場合、エネルギー価格の高騰により平成20年度は、約267億円が見込まれる光熱水料等が約253億円に抑制（約5%削減）

(3) 訓練移転費 前特別協定の枠組みを維持する。

3. 節約努力： これらの経費につき、米側による一層の節約努力を明記。

※ 日米両政府は、本特別協定の対象期間中、より効率的で効果的な在日米軍駐留経費負担にするために、包括的な見直しを行うことで合意。